

## 農業経営基盤強化資金の資本性融資制度について

平成23年11月21日23経営第2223号農林水産省経営局長通知  
改正平成24年4月6日23経営第3562号  
平成25年4月1日24経営第3672号  
平成28年4月1日27経営第3214号  
令和3年3月29日2経営第3116号

### 第1 目的

今般の東日本大震災で事業用資産に甚大な被害を受けた農業法人は、滅失した資産に係る既往債務が残ることによる自己資本の減少に加え、経営再開に必要な資金を通常の長期借入で調達した場合、自己資本比率がさらに低下してしまうことから、民間金融機関からの資金調達が困難になる等、迅速な経営再開に支障を来すことが懸念される。

このため、農業経営基盤強化資金の償還順位を他の貸付金債権に劣後させる等の特例を設けることにより、金融検査上自己資本とみなし得る資本性資金を供給することを通じて、農業法人の財務体質を強化することにより、民間金融機関からの資金調達を円滑化し、もって迅速な経営再開を支援すること（以下「本措置」という。）を目的とする。

### 第2 内容

本措置の対象者等は、次のとおりとする。

#### 1 対象者

本措置の対象者は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村若しくは葛尾村又は相馬郡飯舘村にほ場、事業所その他の事業拠点を有する認定農業者で、その主要な事業用資産について、地震の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた農業法人（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）であって、次のいずれかの要件を満たす原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者とする。なお、（2）の農業経営の再開時期及び年間売上額の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

- (1) 東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない者又は再開後2年を経過していない者
- (2) 東日本大震災の前から農業経営を継続している者又は東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開した者であって、東日本大震災後の各年における年間売上額が東日本大震災前の直近年の年間売上額の9割に達していない者（東日本大震災の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産（以下「被災事業用資産」という。）について、農地等の災害復旧が完了していない等農業者の責めに帰すことができない事由により、被災事業用資産を復旧することが困難であった者又は経営再建に必要な事業用資産を取得することが困難であった者であって、被災事業用資産の復旧又は経営再建に必要な事業用資産の取得を行おうとする者に限る。）

## 2 貸付利率

本措置の貸付利率は、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の4及び第4の（6）に規定するとおりとする。

## 3 償還期限（据置期間）

本措置の償還期限（据置期間）は、18年（うち据置期間13年）とする。

## 4 担保・保証人

本措置に係る貸付けは、無担保・無保証人事業（日本公庫資金円滑化貸付事業について（平成23年5月2日23経営第269号農林水産省経営局長通知）に基づく無担保・無保証人事業をいう。）の対象とすることとし、金融検査上自己資本とみなすことができるよう、新たに融資対象物件に対する抵当権設定その他いかなる担保も徴求せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も徴求しない（完全無担保・無保証人）で対応できるよう措置する。

## 5 償還順位

貸付先において、次に掲げる法的倒産手続の決定が裁判所によってなされた場合、本措置の債権は、当該貸付先に対する全ての債権（償還順位が本措置による貸付債権と同等以下のものを除く。）に劣後するものとする。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の決定

## 6 貸付方式

本措置に係る貸付けは、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの直接貸付とする。

### 第3 経営規律を維持するための特約の設定

本措置の適用にあたっては、公庫が適切と認める特約の締結（財務諸表の真実性等に関する表明保証、通常融資以上の報告義務、業績が悪化した場合の経営改善指導の受入れ義務等）を貸付先に対して義務付ける。

公庫は、当該特約に基づき、貸付先に対して農業経営改善計画の目標達成に必要な指導等を実施し、適切なリスク管理に努める。

### 第4 特別融資制度推進会議の構成機関との連携

公庫は、本措置の円滑かつ的確な実施を図るため、特別融資制度推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）に基づき設置されたものをいう。）の構成機関との緊密な連携を保ちつつ、これら構成機関による事前相談の実施や受託金融機関の活用等を通じて借入手続に係る貸付先の負担軽減にも配慮するものとする。

### 第5 その他

（1）金融庁検査局との調整の結果、資本性融資の貸付先の取引金融機関においては、自己査定 of 債務者区分の決定にあたって、当該貸付けによる債務を当該貸付先の自己資本とみなすことができるものとする。

この場合、債務残高に占める自己資本とみなすことのできる金額の割合は以下のとおりとする。

イ 貸付時から、約定償還後の債務残高が当初貸付額の100%（貸付後13年目の債務残高）を下回るようになる約定期日の5年前の約定期日までの間は、債務残高の100%とする。

ロ イで定める期間以降は、最終約定期日の1年前の約定期日の次の日に0%となるように約定期日の次の日ごとに均等に逡減するものとする。

（2）本通知に基づき実施する制度の条件等について変更を行う場合には、金融検査上の取扱いにつき、事前に農林水産省経営局から金融庁検査局に確認を行うこととする。

附 則（平成23年11月21日23経営第2223号）

この通知は、平成23年11月21日から施行する。

附 則（平成24年4月6日23経営第3562号）

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年4月1日24経営第3672号）

この通知は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日27経営第3214号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日付け2経営第3116号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の日前に、主要な事業用資産について地震の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対して農業経営基盤強化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第2の規定の適用については、なお従前の例による。